労働安全衛生規則の規定に基づき濃度基準値等を定める告示案に対する意見募集

The Knights

厚生労働省において、労働安全衛生規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める濃度の基準（濃度基準値）等を定める告示案について、2023 年 2 月 25 日から同年 3 月 26 日の間で意見募集が実施されました。

1 制定の趣旨

2022 年 5 月に改正された労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第 577 条の 2 第 2 項において、リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物として厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う業務を行う屋内作業場においては、当該業務に従事する労働者がこれらの物にばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準以下にしなければならないこととされています。

本告示は、安衛則第 577 条の2第2項の厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準を定めるものです。

2 告示案の概要

(1)厚生労働大臣が定める物

(2)厚生労働大臣が定める濃度の基準

(3)努力義務

3 根拠法令

安衛則第 577 条の2第2項

4 適用期日等

告 示 日:2023 年 4 月中旬（予定）

適用期日:2024 年 4 月 1 日

当社では作業環境測定に長年の実績と豊富な経験があります。ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料　2023 年 2 月 25 日付　電子政府の総合窓口

（https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000249503）を引用して作成

有機分析箇所　杉山みなみ

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社
〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051-2
TEL.0120-01-2590　FAX.048-886-2817
URL：www.knights.co.jp

新入社員、新配属の方への教育のススメ
新しく入社された方、また、新しい部署へ配属された方は、最初に仕事を把握する事が大変だと思います。そんな時当社の小冊子をぜひご活用ください！ご要望に応じて小冊子を用いた出張セミナーも承ります。詳しくは下記URL、右記QRコードからもご覧いただけます。
https://www.knights.jp/bkform.html
お問合せはこちら